

【東京都への政策要望】

私立大学生の学費負担軽減と私立大学の振興策の実施を求めます

2017年6月6日

東京私大教連

(東京地区私立大学教職員組合連合)

私立大学・私立大学生をめぐる現状

東京都には161校の私立大学・短期大学（以下「私立大学」）があり、約68万人の学生が学んでいます。その比率は、学校数で90%（全国では83%）、学生数で88%（全国では74%）にもなります（2016年度）。私立大学は、東京都でも全国でも、高等教育を受ける機会の拡大に寄与するとともに、特色ある教育・研究を行い、各分野で活躍する人物を数多く輩出するなど、非常に大きな役割を果たしています。私立大学生は、地域の発展、まち・くらしの活性化に欠かすことのできない存在です。

しかし、学生・父母等にとって私立大学の学費負担は非常に重く、私立大学生の勉学条件はかつてなく厳しい状態にあります。私立大学の初年度納付金は平均約131万円です。東京都の公立大学である首都大学東京と比べて約50万円も高い費用負担を強いられています。

私たち東京私大教連が毎年実施している「私立大学新入生の家計負担調査」からは、首都圏の私立大学に入学した新入生の世帯年収が年々減少していることがわかります。2016年度調査結果では、自宅通学者の「入学の年にかかる費用」は155万円で、前年度から1万800円増えました。自宅通学者の家庭のうち15.9%が入学費用を借り入れしており、借入額は過去最高の約160万円となりました。自宅外通学者では、学費をはじめ入学の年にかかる費用は293万円にのぼり、年収の3分の1にも達します。毎月の仕送り額は8万5700円で過去最低を更新し、家賃を除いた1日あたりの生活費わずか790円です。家賃以外の生活費のすべてを790円で賄うことは不可能であり、多くの学生がアルバイトをしなければ、学業が続けられない状態です。

日本の奨学金は、奨学金とは言えない学生ローンであり、今なお中心は有利子の貸与奨学金です。学生の約4割が貸与を受けており、その3分の2を占める有利子奨学金の平均貸与額は343万円にもなります（2015年度）。2017年度から「給付型奨学金制度」が新設されましたが、給付対象となる学生数は非常に限定されています。若者は多額の“借金”を背負わなければ大学で学ぶことができない状態に追い込まれています。

学費負担に苦しむ私立大学生のために、学生と私立大学へ都の支援を求めます…若者の未来をひらく東京へ！

東京の振興・活性化を支えている私立大学生が、経済的な不安なく大学で学ぶことができるよう環境整備を行うことは、東京の発展にとっても大変重要です。地域振興策としても、子どもの貧困対策としても、私立大学生の学費負担軽減が各自治体で取り組まれ始めています。

東京都の予算は約 13 兆円で、スウェーデンやインドネシアの国家予算に匹敵する豊かな経済力を有しています。首都・東京として私立大学生の就学支援を行うことが、ぜひとも必要です。私立高校生に対して、給付奨学金の創設、授業料軽減措置の拡充によって私立・公立間格差の縮小に取り組まれているのと同様に、私立大学生の就学支援策を講じられるよう切に求めるものです。

＜私たちの要望①＞

私立大学生（私立大学・私立短期大学の学生）の学費負担を軽減するため、都独自の措置として、以下の施策を実施してください。

○私立高校生と同様に、私立大学生に対する「給付奨学金」を創設すること

○私立高校生と同様に、私立大学生への就学支援制度を創設すること

上記2点を中心しつつ、

○無利子奨学金を創設すること

○日本学生支援機構奨学金の返還を軽減する措置を講じること

○中小企業が雇用している奨学金返還中の労働者に返還支援をした場合に、その企業に対して助成金を支給すること

○中小企業が大学生に奨学金を支給したり、返還を支援する場合に、都の法人税を軽減すること

【要望の趣旨】

○東京都は 2017 年度から、私立高校の授業料無償化を拡大しました。国の就学支援金に加え、生徒・保護者がともに都内に在住する場合は、年収に応じて生徒 1 人あたり 14 万 5 千円から 32 万 3 千円の授業料軽減助成金が支給されることになり、年収 760 万円以下の家庭で私立高校の授業料が無償化されました。対象となる人数は、都内に住む私立高校生約 16 万 7 千人の 30% にあたる約 5 万 1 千人です。また、奨学給付金を創設し、私立高校に在学する生徒をもつ都内在住の生活保護世帯に年 5 万 2600 円、住民税非課税世帯に年 8 万 4000 円ないし 13 万 8000 円が給付されることになりました。こうした教育費負担の軽減策は、負担のはるかに重い私立大学生において、いっそう求められています。

○無利子奨学金は、東京都の市区町村では足立区や東村山市などで実施されています。東京都として制度化されれば、利用可能な学生が広がります。

○全国で年収 200 万円以下の労働者が 1100 万人を超え、深刻な状態におかれています。給付奨学金や無利子奨学金制度の創設とともに、現に学生支援機構の奨学金を返済している人々の負担軽減を図ることが求められています。こうした状況にあって、2017 年度に新たな所得連動返還型制度が導入されましたが、所得ゼロでも返還を強いられ、最大で 3% もの利子負担が生じる有利子奨学金には適用されません。

地方自治体による奨学金の返還支援については、すでに 17 県で、産業振興・地域振興策の一環と位置づけて実施されています。例えば栃木県では、「とちぎ未来人材応援事業」として、県内の製造業に就職を希望する大学生等を対象に、大学生には 3・4 年次に借りた奨学金の全額、短大生には 1・2 年次分の半額を、県が支給しています。このような制度が東京でも必要です。

○人材確保のために、奨学金の返済を抱える若者を雇う企業が、返済支援を行う事例が増加するなか、そうした企業に助成金を支給する自治体が、兵庫県を皮切りに広がっています。京都府では、若者の負担軽減と人手不足に悩む中小企業の人材確保を「一体的に解決する」（府知事の説明）ため、年齢や職種の制限を設けずに、企業の負担額の半分、最大 45 万円を企業に対して補助する制度が 2017 年度から導入されます。その予算は 1 億 800 万円です。このような制度は東京都でも必要です。東京都では中小企業のワークライフバランスを支援する事業がありますが、これを発展・拡充させることができると考えます。

こうした助成金以外にも、企業が集積する首都・東京の利点を活かし、税制優遇措置を講じることでもできるのではないかと考えます。

<私たちの要望②>

○都内の私立大学・短期大学に対して、経常費等への都独自の補助を行うこと

○国に対して、私立大学等経常費補助の抜本的増額を要請すること

【要望の趣旨】

私立学校振興助成法は、①私立学校の教育条件の維持と向上、②私立学校の学生生徒の経済的負担の軽減、③私立学校の経営の健全性の向上を目的とし、1975 年に制定されました。同法成立時の参議院附帯決議が、国による私立学校への補助を「できるだけ速やかに 2 分の 1 とする」と求めたにもかかわらず、私立大学への経常費補助率は 1980 年度の 29.5% をピークに減少し続け、2015 年度には 1 割を切り 9.9% にまで落ち込んでいます。

このような状況にあって、大学との関係が緊密な地方自治体の果たす役割が大きくなっています。私立大学は、大学で学ぶ機会を保障し、さまざまな地域貢献をつうじて東京都の発展に寄与しています。そうした私立大学の果たしている役割に鑑み、都独自に私立大学への補助を行うよう求めるものです。なお、東京都による私立高校経常費補助の一般補助は、教職員数や生徒数に応じて配分されています。その生徒数は、授業料軽減助成金や給付奨学金と異なり、都内に在住しているか否かは無関係に算定されます。同様の枠組みで検討されるよう求めます。

<私たちの要望③>

すべての大学生が安心して勉学に打ち込める環境をつくるため、以下の措置を講ずるよう求めます。

○自宅外通学の学生のために、入居者が減少している公団団地や空き家を有効活用すること

○若者の生活と就労を守るため、東京都の地域別最低賃金を 1500 円に引き上げること、ブラックバイト、ブラック企業に対する是正・指導を積極的に行うこと。

【要望の趣旨】

○公団団地や空き家を学生の住まいに有効利用することは、学生の家賃負担を軽減するとともに、高齢化がすすむ地域における防災・防犯の向上、コミュニティの活性化に資する施策となりま

す。

○アルバイトをめぐるのは、賃金が適切に支払われず、学生本人の授業や試験、就職活動などの都合も聞かずに一方的にシフトが押しつけられるなど、いわゆる「ブラックバイト」が横行しており、豊かな大学生活を送ることを妨げています。各私立大学で、ブラックバイト対策の講習、相談窓口の開設などの取り組みが行われていますが、私立大学においては学生をブラックバイトの被害にあわないよう教育することができても、ブラックバイトを根絶することはできません。京都では、京都府・京都市・京都労働局の3行政機関が、京都経営者協会やコンビニチェーンの地方本部など府内18団体に対し、学生アルバイトの労働条件確保に向けた要請文を手渡し、労働条件の明示や賃金の適正な支払いを求めました。また、同3機関で「ブラックバイト対策協議会」を設置し、アルバイトをする学生の就業環境整備を推進しています。東京都としてのいっそう積極的な対策を求めます。

<私たちの要望④>

○東京都として高等教育の振興に関する基本方針を策定し、推進部局を設置して、上記施策等の実現に取り組むこと

【要望の趣旨】

大学の充実・発展、大学生の学費負担軽減は、地域振興策としても重要な課題となっており、各自治体で様々な取り組みがすすめられています。例えば長野県では、「高等教育機関の人材育成と知の拠点の役割が不可欠」であるとの認識から、高等教育振興に関する施策を推進するために「長野県高等教育振興基本方針」を2016年に策定しました。県独自の給付奨学金制度も創設しています。東京都は2017年1月に新たな「東京都教育施策大綱・・・東京の輝く未来を創造する教育」を策定しましたが、大学生の学費負担軽減や私立大学の振興については、残念ながら触れられていません。

「東京の輝く未来を創造する教育」を実現するには、高等教育、とりわけ私立大学の充実・発展が欠かせません。世界的な学術・文化都市をめざすなど、高等教育を振興する方針・計画をもつことは、知の拠点たる大学が集積する首都・東京にふさわしい姿勢であると考えます。

私立大学生の学費負担軽減と私立大学の振興策を、東京都の教育政策のなかに位置づけるよう求めます。

<以 上>